[博士論文審査要旨]

申請者:今仁裕輔

論文題目:銀行-企業間関係と企業間取引ネットワークの相互関係

審査員 安田 行宏 植杉威一郎 三隅 隆司

本論文の目的は、企業間取引ネットワークに関する2つの取引関係に注目し、その相互関係について実証的に明らかにすることである。第1の取引関係とは、銀行・企業間の融資関係であり、第2の取引関係とは、企業間の財・サービスの取引関係のことを指す。

第1章では、本論文全体の根底にある問題意識と研究課題について整理している。大きく、(1)銀行部門に対するショックが銀行と企業の融資関係を通じて企業間取引ネットワークの構成に影響を与えるか、(2)企業間取引ネットワーク上で生じたショックは銀行・企業間の融資関係に影響を与えるか、(3)企業間取引ネットワーク上で生じたショックの波及に対する銀行の役割は何かの3つの問いに答えることが本研究の狙いであると論じられている。

第2章と第3章は、(1)の問いに関する分析である。第2章は、北海道拓殖銀行(以下、拓銀)の経営破綻に着目し、それが既存の企業間の取引関係にどのような影響を与えるかを検証している。分析の結果、企業のメインバンクが拓銀だった場合には、拓銀破綻後において、当該企業(すなわち、カスタマー企業)とそのサプライヤー企業との取引年数が統計的に有意に短くなるとともに、その取引関係が打ち切られる確率が高まることを明らかにしている。加えて、そのカスタマー企業と直接取引関係のないより川上に位置するカスタマー・サプライヤーの企業関係においても同様の実証結果を確認している。

続く第3章では、第2章で考察したような既存取引関係の打ち切りが企業間で生じたときに、新規の取引関係の構築にどのような影響を与えるかを分析している。逆の因果関係の可能性を考慮し、東日本大震災に被災した企業に注目した分析も行っている。この外生的なショックによる既存の取引関係の打ち切りに対して、銀行からの融資が多い企業ほど、新規の取引先企業との契約数が増えており、さらに、地理的に分散する傾向があることを実証的に明らかにしている。これらの結果は、銀行からの資金供給が多いほど、企業にとって望ましい取引ネットワークの再構築が促進されることを示唆している。

第4章は、(2)の問いについて考察し、分析の結果、企業の取引相手先、具体的には当該企業のカスタマー企業(あるいはサプライヤー企業)が倒産した場合、そこに融資をしていた銀行による当該企業への貸出が減少することを明らかにしている。この結果は、企業間取引ネットワーク上で生じた企業倒産などのショックが、銀行・企業間関係に影響をもたらすことを示唆した結果と言える。

第5章は、(3)の問いに対して、第4章での結果に基づき、カスタマー企業の倒産が、そのサプライヤー企業への銀行貸出の減少のチャネルを通じて、銀行の存在が企業間の連鎖倒産の可能性を増大させるのかについて検証している。分析の結果、同じ銀行をメインバンクとするサプライヤー企業の連鎖倒産の確率が上昇するとともに、その波及効果は、銀行借入依存度が高い場合や金融危機時においてより顕著に見受けられることを

明らかにしている。

本論文は、非上場企業の数百万件に上る企業間の取引関係の大規模データを利用して企業間ネットワークに関する検証を行った力作である。特に、既存の取引関係を所与とした先行研究とは異なり、取引関係の打ち切りや新規取引先の開拓といった、いわば新しい取引ネットワークの構築に関して、銀行・企業間関係の観点から実証的に分析している点は本論文の貢献として高く評価できる。実証方法についても因果推論に基づき、銀行破綻や自然災害などを外生ショックとして利用し、最新の実証方法に基づきながら精緻に分析している点は高く評価できる。

ただし、本論文にはいくつかの課題も残されている。第1に、導出された仮説が理論的背景を十分に踏まえたものになっているとは必ずしもいえず、アドホックな印象を与えかねない。この点については、理論モデルに基づく厳密な研究の進展が期待されるところである。第2に、企業間ネットワークと言及されているものが、実際は企業間取引関係や銀行・企業間取引関係のことであり、企業間ネットワークとは何かというより根源的な問いに対する考察の余地があると言える。第3に、詳細な個票データが利用可能になったとは言え、それらのデータの制約もいまだ大きく、第4章にあるように、貸出量の増減に関する分析は上場企業に限られるといった限界がある。

これらの課題はあるものの、筆者の力量を踏まえれば、今後の研究によって拡充・補完され、将来的にはより一層完成度の高い形での成果として発表されることが期待できる。また、本論文の中には、査読付き学術雑誌に掲載された論文も含まれている。以上の点を総合的に勘案した結果、本論文は学位授与に足る水準に十分達していると判断される。よって審査員一同は、所定の口頭試問の結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により、一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。